

## 資料5

### 論点整理（本日御議論いただきたいポイント）

---

## 諮問事項(1)について①

### 諮問事項(1) 目指すべき滋賀の地域公共交通の姿に向けた税負担の議論のあり方について

#### ①そもそも「地域公共交通」について、新たな税負担を求め得る理由とは何か。

現時点では、以下のとおりその理由を整理しているところである。

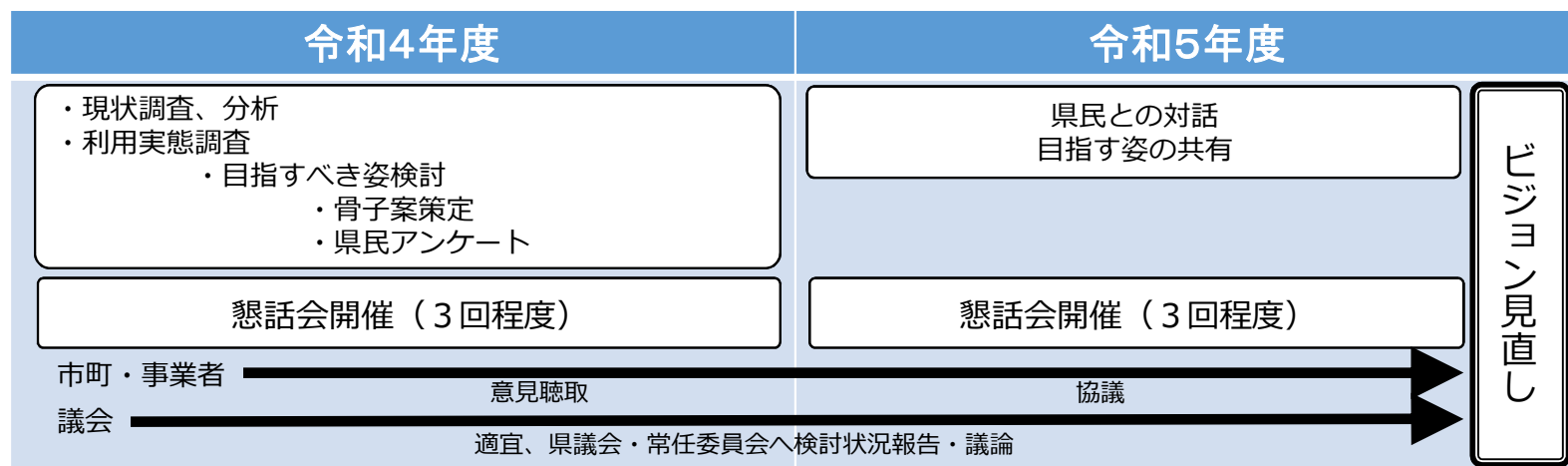
- ・ 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性（以下の①～⑤）のすべてに合っていること。
  - ①コミュニティの強化につながる税制
  - ②脱炭素社会の実現に向けたグリーンな税制
  - ③デジタル化の進展によるライフスタイルの変化に対応した税制
  - ④産業構造の転換に対応するための税制
  - ⑤税制を通じて県としての役割を果たしていくこと
- ・ 幅広い行政サービスを支える社会的なインフラであること。（クロスセクター便益）
- ・ 移動の機会が提供されることにより、人々の幸せと地域の健康を支え、文化を育むものであること。
- ・ 県政世論調査において、11年連続で不満度ナンバー1であること。
- ・ 少子高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けていること。

## 諮問事項(1)について②

諮問事項(1) 目指すべき滋賀の地域公共交通の姿に向けた税負担の議論のあり方について

②「地域公共交通」について、新たな税負担を求める上での合意形成のあり方はいかにあるべきか。

新たな税負担の議論をしようとする場合には、  
滋賀交通ビジョンの見直しと並行して、議論が行われるべきであると考えているが、  
その際には、どの段階から、どのように税負担の議論を行っていくべきか。



骨子案  
策定前？



骨子案  
策定後？



原案  
策定前？



原案  
策定後？



ビジョン  
策定後？

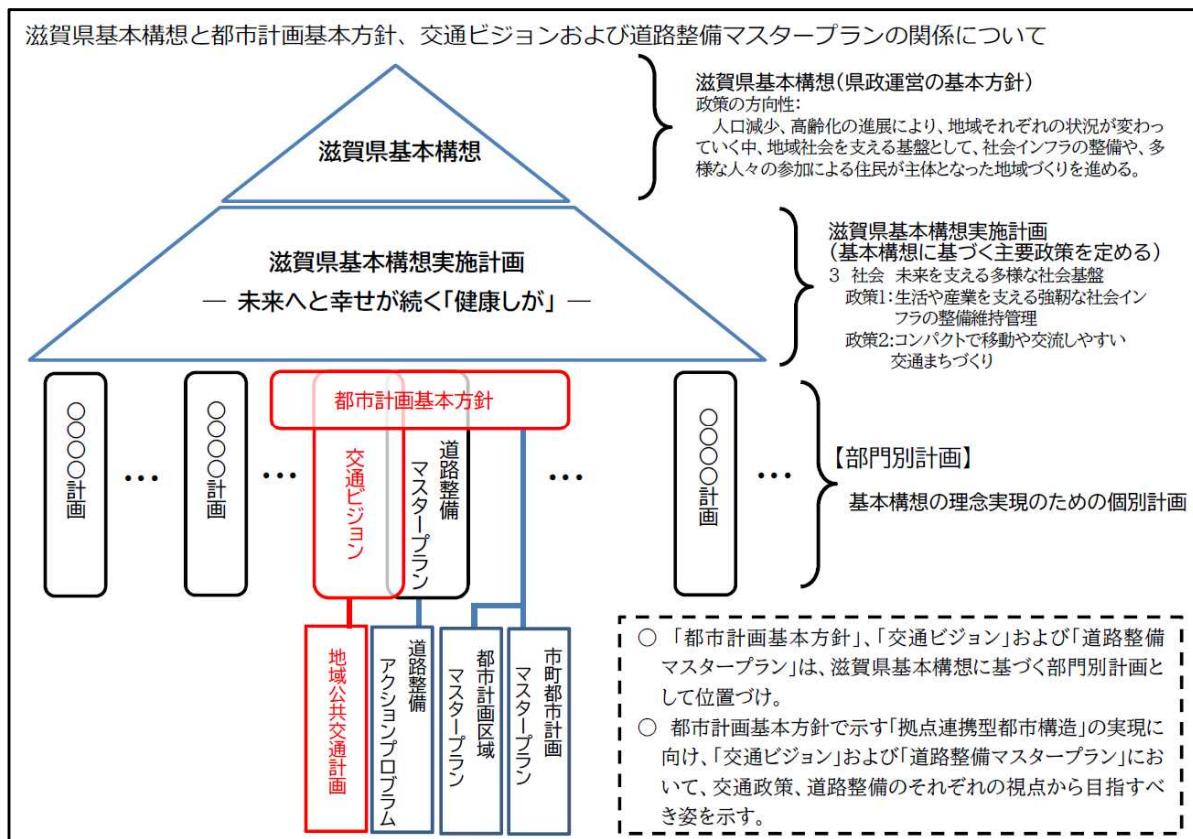


新たな税制  
導入前？

# 諮問事項(2)について①

## 諮問事項(2) 地域公共交通施策における県と市町の役割分担を踏まえた税負担の考え方について

### ①県が市町に発揮すべきリーダーシップとはどのようなものであるべきか。



都市計画や交通計画についての関係性は、左図のとおりである。

都市計画にあっては、「都市計画基本方針」が、県が定める都市計画区域ごとに定める都市計画区域マスタープランや、市町が定める市町都市計画マスタープランの上位計画となる。

また、交通計画においては、「交通ビジョン」が掲げる姿の実現に向けた実行計画として、地域公共交通計画が位置付けられる。

なお、税制においては、地方税法（枠法）に準じて、県と市町は完全に対等な関係にある。

⇒県と市町との調整チャンネルとしては、首長会議（知事および各市町長）、地域公共交通会議、地方税務協議会などがある。

## 諮問事項(2)について②

### 諮問事項(2) 地域公共交通施策における県と市町の役割分担を踏まえた税負担の考え方について

#### ②県が税を徴収し、市町に交付することをどう考えるか。

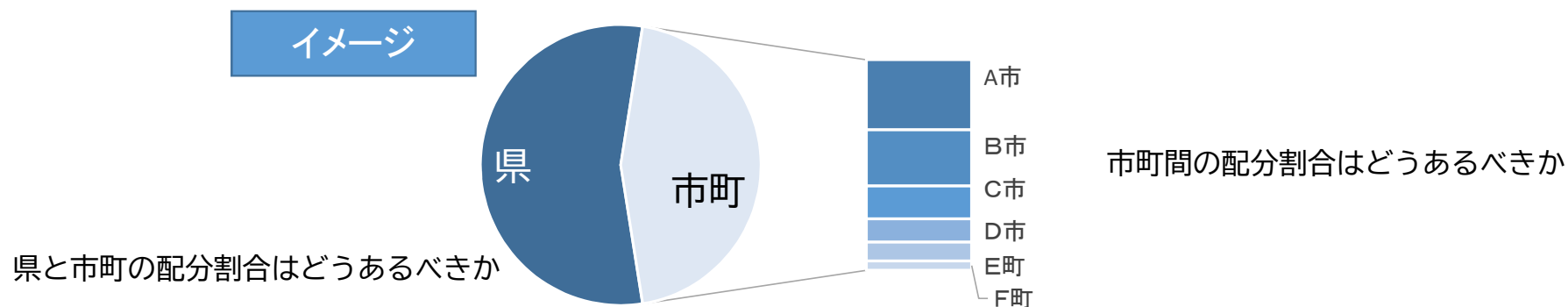
地域公共交通に係る施策は、広域的に、一定の方向性をもって取り組んでいく必要がある中で、県がビジョンを策定・実現していく中で、リーダーシップを取りながら、本来的には、県の施策・事業の中で、各市町に還元していくことが基本であると考えられる。

他方で、県が税を徴収し、市町に配分・交付するということも選択肢として考えられるが、そのことをどのように考えるべきか。

(県が徴収して市町に交付するのであれば、そもそも各市町が独自に課税すれば良いのではないか。)

仮に、県が徴収した税収を、各市町に交付するのであれば、どのような基準が考えられるか。

(課税方式に依存する可能性もあるので、先の議論か)



## 諮問事項(3)について①



### 諮問事項(3) 税負担を求める場合の税収の使途と課税方式のあり方について

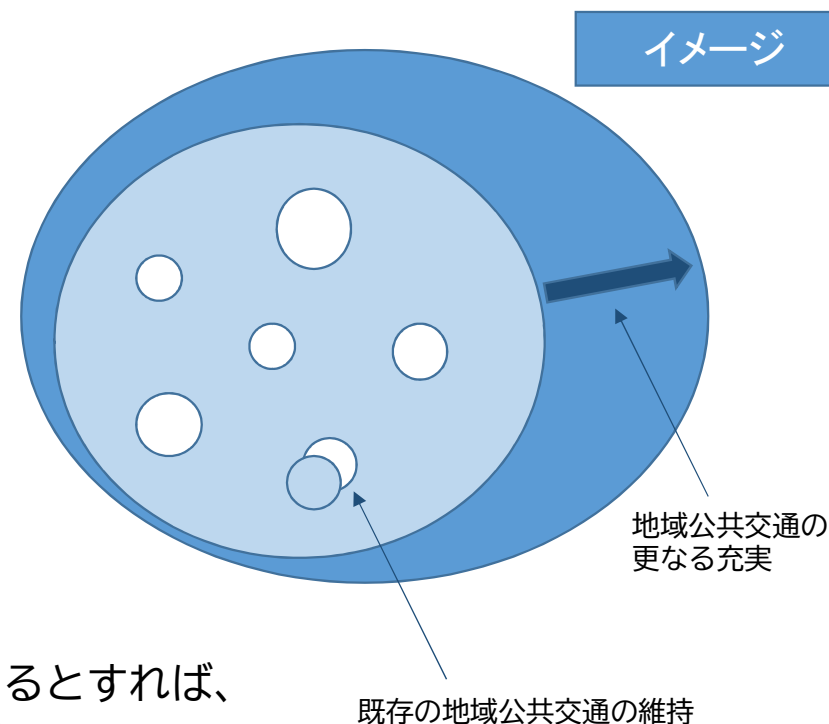
#### ①税収の使途を考えていく際の方向性について。

そもそも、税収の使途を考えるにあたり

- ・ 既存の地域公共交通を維持していくために充当すべきか
  - or
  - ・ 地域公共交通を更に充実させるために充当すべきか
  - or
  - ・ 地域公共交通の維持・充実の両方に充当すべきか
- という問題がある。

そのうえで、

新たな税負担を求めていこうとする以上は、  
地域公共交通がより良くなったと感じていただくことが必要であるとすれば、  
それが、何らかの新たなインフラ整備ということになる場合には、  
地域公共交通がそれまでよりも充実する地域（恩恵を受ける地域）と、  
必ずしもそうではない地域（恩恵を受けない地域）が生まれてしまいかねないが、  
そうした地域間の分断を生まない形にするためには、どのような工夫が考えられるか。



## 諮問事項(3)について②

### 諮問事項(3) 税負担を求める場合の税収の使途と課税方式のあり方について

#### ②超過課税方式を考えていく上での論点整理（一長一短）について。

仮に、超過課税方式で考えるとした場合に、各税目において、次のように長所と短所が考えられる。

超過課税しようとする税目	長所・メリット	短所・デメリット
個人県民税（均等割）	・地域のみんなで支えるという考え方に整合的である。	・すでに琵琶湖森林づくり県民税として超過課税している。 ・税収規模が限定的である。 ・徴収事務を、市町に担っていただく必要がある。
個人県民税（所得割）	・ある程度の税収規模が期待できる。	・他の都道府県であまり導入されていない。（神奈川県のみ） ・徴収事務を、市町に担っていただく必要がある。
法人県民税（均等割）	・地域のみんなで支えるという考え方に整合的である。	・すでに琵琶湖森林づくり県民税として超過課税している。
法人県民税（法人税割）	・ある程度の税収規模が期待できる。 （ただし、すでに実施している超過課税分を含めるならば）	・すでに一般財源として中小企業を除き、超過課税しており、それを除くと、期待できる税収規模が限定的である。 ・一部の法人にしか負担していただけない。
個人事業税	・事業者にも負担いただくことができる。	・税収規模が限定的である。
法人事業税	・事業者にも負担いただくことができる。 ・相当程度の税収規模が期待できる。	・企業の誘致にとっては足かせとなりかねない。 ・一部の法人にしか負担していただけない。
自動車税（種別割）	・次世代自動車への転換へのインセンティブとすることが可能。 ・地域公共交通利用への転換のインセンティブともなり得る。 ・相当程度の税収規模が期待できる。	・現状では、自動車は県民にとっての生活必需品でもある。 ・都道府県を超えた自動車自体の移動があり得る。 ・市町税である軽自動車税との均衡を考慮する必要がある。
不動産取得税	・利便性向上や、地価上昇に伴う受益と負担の関係が、やや明確である。	・流通税という性質上、取得のあった時にしか課税されない。 ・地価の上昇が見込めるかが不透明である。
（固定資産税）	・利便性向上や、地価上昇に伴う受益と負担の関係が、比較的明確である。	・市町税の基幹税であることから、市町の了解が必要となる。 ・地価の上昇が見込めるかが不透明である。

※これらの超過課税を複数の税目で組み合わせる方法も考えられる。

※法定外目的税についても、研究を続ける必要があるが、課税標準や徴収方法などで課題が多く、現時点では具体的な案を持ち合わせていない。